

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

採用情報 ※応募書類は返却しません。

地域課非常勤職員（嘱託員）

☑一般事務（パソコン操作あり）▶勤務期間=4月1日～32年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=各地域区民センター▶資格=高等学校卒業程度の学力を有する方▶募集人数=若干名▶報酬=月額18万4900円（30年度実績）▶その他=実務経験による報酬加算・有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）▶申込書（地域課地域係（区役所西棟7階）で配布。区ホームページからも取り出せます）を、1月29日午後5時（必着）までに同係へ郵送・持参▶同係▶書類選考合格者には面接を実施

在宅医療・生活支援センター保健師（嘱託員）

☑在宅医療の相談の対応、医療機関等へのニーズ調査ほか（パソコン操作あり）▶勤務期間=4月1日～32年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=在宅医療・生活支援センター▶資格=保健師の資格を有する方▶募集人数=1名▶報酬=月額22万1200円（30年度実績）▶その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）▶申込書（在宅医療・生活支援センターで配布。区ホームページからも取り出せます）に保健師免許証の写しを添えて、1月25日午後5時（必着）までに同センター（〒167-0032天沼3-19-16ウェルファーム杉並）へ簡易書留で郵送・持参▶同センター▶5335-7317

済美教育センター理科指導員（嘱託員）

☑小中学校教育課程の理科実験観察授業・移動式プラネタリウム授業などの指導支援業務ほか▶勤務期

間=4月1日～32年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日午前8時30分～午後5時15分（土曜日への振り替えあり）▶勤務場所=済美教育センター、区立小中学校▶資格=次の要件を全て満たす方①学校教育法に定める大学または大学院で、天文学・物理学・地球科学・生物学・化学のいずれかを専攻②大学卒業以上で、教育職員免許法に定める小学校または中学校の教員免許（理科）を有する③小中学生への理科・科学の指導経験がある④普通自動車第一種免許を有する▶募集人数=2名▶報酬=月額18万4900円（30年度実績）▶その他=実務経験による報酬加算・有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）▶履歴書（区ホームページから取り出せます）に志望動機（様式自由。800字以内）、教員免許状（理科）の写しを添えて、封筒に「理科指導員応募」と書いて、1月31日午後5時（必着）までに済美教育センター管理係（〒166-0013堀ノ内2-5-26）へ郵送・持参▶同係▶3311-0021▶書類選考合格者には面接を実施

杉並障害者福祉会館嘱託員（福祉）

☑勤務期間=4月1日～32年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）▶勤務場所=杉並障害者福祉会館▶資格=精神保健福祉士・社会福祉士のいずれかの資格を有する方。または障害者福祉施設等で障害者支援の実務経験等を有する方▶募集人数=若干名▶報酬=月額18万4900円～（30年度実績）▶その他=実務経験による報酬加算・有給休暇・健康診断あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）▶履歴書に資格者証の写しを添えて、2月8日午後5時（必着）までに障害者生活支援課地域生活支援担当（〒168-0072高井戸東4-10-5杉並障害者福祉会館内）へ郵送・持参▶同担当▶3332-1817▶書類選考合格者には面接を実施。可否は2月下旬までに決定

区立保育園等アルバイト

☑職種・勤務時間・勤務期間・採用人数・時給=下表のとおり▶勤務日時=月20日。原則、月～金曜日▶勤務場所=区立保育園、区立小規模保育事業所（宮前北）、区保育室（直営型）、区定期利用保育施設（直営型）、区立子供園のいずれか▶資格=高等学校卒業（程度）以上の方▶その他=社会保険加入（フ

ルタイム・5時間勤務で2カ月を超える勤務の場合）。交通費支給（上限あり）▶履歴書を、2月28日午後5時（必着）までに保育課管理係（区役所東棟3階）へ郵送・持参▶同係▶他履歴書記入要領=①希望職種は順位をつけて複数記入可②パートタイマーとの併願可③志望動機・「広報すぎなみ」を見て応募した旨を記入④区役所関係のパート・アルバイト経験者は、職歴に記入。保育士資格がなくても応募可（有資格者優先）⑤「保育士証」をお持ちの方は写しを添付⑥書類選考合格者には面接を実施

◇保育補助

職種	勤務時間	勤務期間	採用人数	時給
フルタイム	午前8時30分～午後5時15分	4月1日～9月30日	15名程度	1090円 (有資格者 1170円)
		4月1日～32年3月31日（年度途中の更新を含む）	20名程度	
午前4時間	午前7時30分～11時30分	4月1日～32年3月31日（年度途中の更新を含む）	若干名	
午後4時間	午後2時30分～6時30分	4月1日～32年3月31日（年度途中の更新を含む）	15名程度	

◇用務補助

職種	勤務時間	勤務期間	採用人数	時給
フルタイム	午前8時30分～午後5時15分	4月1日～9月30日	6名程度	1040円
5時間	午前9時～午後2時45分		7名程度	

区以外の求人

杉並障害者福祉会館①運営協議会事務局清掃指導員②受付職員

☑①清掃業務・清掃員（知的障害者）の指導②電話・来館者の対応、施設利用の受け付けほか▶勤務期間=①4月1日～②4月1日～32年3月31日（更新可）/いずれも65歳に達した年度末で退職▶勤務時間=①月18日。原則、月～金曜日午前8時15分～午後5時（祝日を除く）②月12日程度。午前8時50分～午後1時、午後0時50分～5時（交替制）▶勤務場所=杉並障害者福祉会館▶資格=②区内在住で障害のある方▶募集人数=①1名②若干名▶報酬=①月額16万9920円②時給985円（いずれも30年度実績）▶①有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給▶履歴書に②は障害者手帳の写しを添えて、1月28日（必着）までに杉並障害者福祉会館運営協議会事務局（〒168-0072高井戸東4-10-5）へ郵送・持参▶同事務局▶3332-6121▶書類選考合格者には面接を実施

2月の各種健康相談（予約制）の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級（予約制）	平日パパママ学級（予約制）	離乳食講習会	乳幼児歯科相談（予約制）	歯みがきデビュー教室（予約制）	栄養・食生活相談（予約制）	ものわすれ相談（予約制）	心の健康相談（予約制）
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	14日(木) 午前9時15分～10時15分	6日(木) 13日(木) 20日(木)	-	27日(水)午後1時30分～3時30分 ★電話で申し込み。(35名。申込順)	午前 8日(金) 22日(金) 午後 7日(木)	21日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	8日(金) 午前9時～正午	25日(月) 午後1時30分	7日(木) 13日(水) 21日(木) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	4日(月) 午前9時15分～10時	-	5日(火) 午後1時30分～4時	20日(水) 午前10時30分～午後0時30分	午前 4日(月) 18日(月) 午後 1日(金)	15日(金) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	7日(木) 午前9時～正午	5日(火) 午後1時30分	19日(火) 午後1時30分 22日(金) 午前9時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	28日(木) 午前9時30分～10時15分	1日(金) 8日(金) 15日(金)	18日(月) 午後1時30分～4時	4日(月)・25日(月) 午後1時30分～3時30分 (25日は生後9カ月頃から)	午前 5日(火) 19日(火) 午後 7日(木)	21日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	5日(火) 午前9時～正午	14日(木) 午後1時30分 22日(金) 午後1時15分	1日(金) 28日(木) 午後2時
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	27日(水) 午前9時～10時	-	-	26日(火) 午前10時30分～午後0時30分	午前 27日(水) 午後 13日(水)	-	-	4日(月) 午前9時30分	18日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	15日(金) 午前9時15分～10時15分	5日(火) 12日(火) 19日(火)	-	21日(木)午後1時30分～3時30分 (生後9カ月頃から) ★電話で申し込み。(28名。申込順)	午前 14日(木) 午後 27日(水)	26日(火) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	-	21日(木) 午後1時45分	5日(火) 午後1時30分

※1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係（区役所東棟3階）へ。
※2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自ご注意ください。

歯の健康相談 9日(土)午後2時～4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会（阿佐谷南3-34-3☎3393-0391）へ。

凡例 時日時 場所 内容 講師 対象 定員 参加費（記載のないものは無料）▶申し込み（記載のないものは直接会場へ）
問い合わせ 他その他 ✉Eメールアドレス HPホームページアドレス

保険・年金

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の場合は158万円以上)の方は、所得税が源泉徴収されます。

そのため、30年間に「老齢年金」を受け取っている方には、日本年金機構から1月中旬に「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

年金以外に収入があり確定申告するときや、所得税の還付を受けるときに、源泉徴収票を添付して提出してください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

募集します

阿佐谷地域区民センター協議会委員

☎協議会で行う催しの企画・運営、部会(月3・4回)、各行事の実行委員会などへの参加ほか(パソコン作業あり) ▶ **任期** = 4月から4年間 ▶ **活動場所** = 阿佐谷地域区民センターほか ▶ **資格** = 阿佐谷北・阿佐谷南・成田東・成田西の全域、梅里2丁目、大宮1丁目5・6番、大宮2丁目、浜田山4丁目、荻窪1・3丁目、天沼1丁目、本天沼1丁目、本天沼2丁目40・41番、下井草1・2丁目に在住の方 ▶ **募集人数** = 5名程度 ▶ **報酬** = 交通費程度 ☎ **申込書**(阿佐谷地域区民センター協議会 ☎ <http://www.asagaya-kyogikai.org/> から取り出せます)を、同協議会事務局(〒166-0004阿佐谷南1-47-17)へ郵送。または、はがき(12面記入例)に「委員希望」も書いて、同事務局 ▶ **申込締め切り日** = 1月31日(必着) ☎ **同事務局** ☎3314-7215 ☎後日面接を実施。応募書類は返却しません

井草地域区民センター協議会委員

地域住民の交流、コミュニティーの形成を目的として、祭りや各種講座・地域の団体との協働事業を企画・実施します。
☎ **任期** = 6月1日から4年間 ▶ **活動場所** = 井草地域区民センターほか ▶ **資格** = 井草・上井草・下井草の全域、今川1・2丁目、清水2・3丁目に在住の方 ▶ **募集人数** = 10名程度 ▶ **報酬** = 交通費程度 ☎ **申込書**・略歴書(井草地域区民センター協議会事務局で配布。同協議会 ☎ <http://www.igusahome.sakura>。)

ne.jp/からも取り出せます)を、2月28日までに同事務局(下井草5-7-22)へ持参 ☎ **同事務局** ☎3301-7723(月～金曜日午前8時30分～午後5時) ☎後日面接を実施。応募書類は返却しません

杉並区スポーツ推進委員(非常勤職員)

スポーツ・運動を通じた「区民の健康づくり」や「絆のあるまちづくり」を目指して、地域でのスポーツ活動やイベントの企画・運営などを行います。

☎ **任期** = 4月1日～32年3月31日 ▶ **資格** = 区内在住で4月1日現在満20歳以上の方 ▶ **募集人数** = 若干名 ▶ **報酬** = 月額8000円 ☎ **申込書**(募集要項に添付。スポーツ振興課(区役所東棟6階)、区体育施設などで配布。区ホームページからも取り出せます)に作文を添えて、2月12日午後5時(必着)までに同課へ郵送・持参 ☎ **同課** ☎活動内容や作文のテーマは募集要項参照

ゆうゆう館上半期団体利用申請の受け付け

4～9月の間、定期的にゆうゆう館の利用を希望する団体の利用申請を受け付けます。抽選は、2月15日(金)～22日(金)に実施します(17日(日)を除く)。詳細は、各ゆうゆう館へお問い合わせください。なお、馬橋館の抽選は、30年12月21日に終了しました。

☎区内在住で60歳以上の方が8割以上で構成される5名以上の団体。または、さざんか一ど登録団体が高齢者の社会参加の支援を目的とした活動を実施している団体 ☎ **直接**、1月21日～2月5日に利用を希望するゆうゆう館 ☎各ゆうゆう館、高齢者施策課施設担当

健康・福祉

後期高齢者医療制度に加入の方へ医療費等通知書を送付します

東京都後期高齢者医療広域連合から、「医療費等通知書」を1月下旬に送付します。

通知書には、「診療年月」「医療機関等名称」「医療費等の総額(10割分)」「医療費等の自己負担分(1割または3割分)」等を記載しています。お手元に届いたら、受診内容等の確認をお願いします。

☎29年7月～30年8月に①または②に該当する後期高齢者医療制度被保険者/①医療費等の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある②柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、治療用器具などのいずれかの施術や支給がある ☎ **区国保年金課** 高齢者医療係、東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519 ☎全ての被保険者に送付するものではありません

相談

シニアのための就業・起業・地域活動個別相談

☎2月2日(土)午前9時～午後5時 ☎ゆうゆう高円寺南館(高円寺南4-44-11) ☎区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方 ☎☎電話で、ゆうゆう高円寺南館 ☎5378-8179 ☎1人45分程度

住民税(特別区民税・都民税)夜間電話相談

☎2月7日(休)午後5時～8時30分 ☎納税課 ☎5307-0634～6

その他

杉並区議会議員選挙立候補予定者説明会

4月21日(日)執行の杉並区議会議員選挙の立候補予定者を対象に、届け出要領などの説明会を開催します。

☎2月16日(土)午前9時30分～正午 ☎区役所第4会議室(中棟6階) ☎立候補予定者1名につき2人以内 ☎選挙管理委員会事務局

「はかり」の定期検査を実施します

商店での取り引きや学校・医院などでの証明に使用する「はかり」は、2年に1度の検査を受けなければなりません。全ての「はかり」について、東京都計量検定所職員が検査対象のお店などへ伺い検査を実施します。

検査対象者には、はがきで事前に通知します。通知の無かった方、新たに「はかり」を使用するようになった方、「はかり」を使用しなくなった方はお問い合わせください。

☎3月20日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く) ☎東京都計量検定所 ☎5617-6638

特別区職員技術職採用フォーラム

技術職(土木造園〈土木〉、土木造園〈造園〉、建築、機械、電気)の仕事内容やその魅力を現役職員の経験談も交えてお伝えします。

☎3月24日(日)午後0時30分～4時 ☎明治学院大学(港区白金台1-2-37) ☎基調講演、技術職職員による仕事紹介と質問会(パネルディスカッション) ☎31年度以降、技術職での特別区職員採用試験受験希望者 ☎550名程度(先着順) ☎特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787 ☎受験資格は特別区人事委員会ホームページ等でご確認ください

急病診療と医療情報案内

小児科・内科・耳鼻咽喉科・外科・歯科

☎3391-1599 休日等夜間急病診療所(荻窪5-20-1杉並保健所内)

受け付けは終了30分前まで

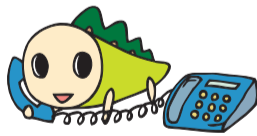
小児科 平日: 午後7時30分～10時30分

内科・小児科・耳鼻咽喉科 土曜日: 午後5時～10時

日曜日・祝日: 午前9時～午後10時

外科 日曜日・祝日: 午前9時～午後5時

まず、電話で確認!
保険証・医療証を
忘れずに



☎3398-5666 歯科保健医療センター(荻窪5-20-1杉並保健所内)

歯科 日曜日・祝日: 午前9時～午後5時(受け付けは4時まで)

その他の医療機関案内、急病対応の説明

☎#7399(または☎5347-2252) 杉並区急病医療情報センター

土・日曜日、祝日: 午前9時～翌日午前9時/平日: 午後8時～翌日午前9時

☎5272-0303 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)

コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

☎#7119(または☎3212-2323) 東京消防庁救急相談センター

24時間(年中無休)

区長記者会見の生中継を行います

31年度当初予算(案)に関する区長記者会見を、ケーブルテレビ(ジェイコム東京 地上デジタル11ch)で生中継します。

日時 1月31日(木)午後1時～1時45分

問い合わせ 広報課

その他 YouTube杉並区公式チャンネルでも、準備ができ次第配信します

区内空間放射線量等測定結果

12月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

☎空間放射線量率の測定については、環境課放射能対策担当。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

テレビの視聴に関するお知らせ

—— 問い合わせは、700MHzテレビ受信障害対策コールセンター ☎0120-700-012または☎050-3786-0700（午前9時～午後10時）へ。

1月24日から区内の一部の地域において、各携帯電話事業者が新しい電波（700MHz帯）を使用する予定です。これに伴い、一部のテレビ映像に影響が出る可能性があります。

1月から、受信障害が発生する可能性がある地域の方へ、チラシ（下図）が配布されています。テレビ映像に影響が生じた場合は、無償で回復作業を行いますので、お問い合わせください。なお、工事作業者が費用を請求することは一切ありません。



除雪にご協力ください

—— 問い合わせは、杉並土木事務所 ☎3315-4178へ。

区では、積雪が10cm以上あった場合、区が管理する道路等の除雪を行います。区が管理する道路等は約700km以上あるため、除雪する箇所はバス通り・駅前広場・急な坂道などの一部に限られます。

このため、日常生活道路となっている多くの道路は、周辺に居住する方々で協力して除雪するなど、安全な通行確保にご協力をお願いします。

なお、区では融雪剤・凍結防止剤の配布は行っていません。

除雪を行う際に注意すること

- 安全に十分ご注意ください。
- 除雪は体に大きな負担がかかる作業です。体調にご配慮ください。
- 雪で雨水ます等の道路排水施設をふさがないようにしてください。

旧秋川研修室を売却します

—— 問い合わせは、経理課財産管理係 ☎5307-0779へ。

旧秋川研修室（東京都あきる野市五日市1003）の土地・建物について、一般競争入札により売却いたします。詳細は、区ホームページをご覧ください。

入札日時

2月28日(木)午前11時
※入札終了後、即時開札します。

場所

区役所第7会議室（西棟6階）

最低入札価格

5308万円

入札申し込み

申込書（経理課〈区役所東棟5階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に必要書類を添えて、2月8日までに同課へ持参



「特定保健指導利用券」をお送りします

—— 問い合わせは、国保年金課医療費適正化担当へ。

国保特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方へ「特定保健指導利用券」を送付します。

特定保健指導とは、国保特定健診の結果に基づき、専門職（医師・保健師・管理栄養士など）から無料で受けられる生活習慣改善のためのアドバイスや支援のことです。初回面談で目標を設定し、3～6カ月間取り組みます。

① 次の①～③の全ての要件を満たす方 ①40歳以上で杉並区国民健康保険に加入している ②国保特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定を受けた ③高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれの内服治療も受けていない ④委託事業者（ユーエスキュア）から電話で利用の勧奨を行います

特別区民税・都民税第4期分の納期限は1月31日(木)です

—— 問い合わせは、納税課へ。

金融機関、コンビニエンスストア、区民事務所などで納付してください。インターネットバンキングを利用できる方は、携帯電話やスマートフォンから「モバイルレジ」をご利用いただけます。口座振替の方は、1月31日(木)に指定の口座から振り替えます。預金残高をお確かめください。

便利・安心 口座振替

口座振替申請書を金融機関または納税課へ提出してください。また、キャッシュカードで簡単に申し込み手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」もあります。いずれも詳細は、区ホームページをご覧ください。

杉並区シルバー人材センターからのお知らせ

「シルバー孫の手」事業

「シルバー孫の手事業」とは？

電球を取り換えてほしい、古新聞をまとめてほしい…。

そんな時に、シルバー人材センターの会員がボランティアでお手伝いする事業です。

利用できる方

区内在住の60歳以上で、一人暮らしまたは同居する家族が60歳以上の方

お手伝いできること

30分以内で完結する、特別な技術や道具が不要な作業

例えば…

- ・電球や蛍光灯の交換
- ・小さな家具の移動
- ・ゴミや古新聞の搬出
- ・郵便物の投函 など

※費用は無料です。利用は年12回、月の利用は3回まで。

問い合わせ

同センター荻窪分室 ☎3220-9804



シルバー人材センター会員募集

家庭、事業所、区などから、さまざまな仕事を有償で引き受け、会員に提供しています。会員は、自分に合った仕事を選び就業します。

対象

区内在住でおむね60歳以上の方

仕事例

駐輪場の管理、登下校時の交通指導、草取り・落ち葉掃き、マンション清掃、家庭内清掃、お子さんの送迎、保育園・高齢者施設での補助業務ほか



入会説明会

入会希望の方は、入会説明会への参加（要予約）が必要です。

① 2月13日(水)・21日(木)午後1時30分～4時30分 ② 同センター（阿佐谷南1-14-2みなみ阿佐ヶ谷ビル7階） ③ 同電話で、同センター ☎3317-2217 ④ 説明会は毎月実施

不妊治療への助成を行っています

杉並区特定不妊治療費助成

特定不妊治療（体外受精および顕微授精）費の一部について、東京都特定不妊治療費助成を受けている夫婦（事実婚は含みません）を対象に助成します。

助成内容

特定不妊治療の医療費から、東京都特定不妊治療費助成事業での助成額を差し引いた実費額のうち、治療1回につき治療ステージごとの上限額（A、B、D、E=5万円。C、F=2万5000円）を助成。

※都の不妊検査等助成および男性不妊治療（精巣内精子生検採取法等）に係る医療費助成は、杉並区特定不妊治療費助成には含まれません。

〈年齢別助成回数〉

初回（通算1回目）申請時の治療開始年齢※1・2	助成回数（上限）※3
39歳以下	43歳になるまでに通算6回まで
40～42歳の方	43歳になるまでに通算3回まで

※1. 43歳以上の方の助成はありません。

※2. 「治療開始年齢」は、東京都の助成申請時の提出書類「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」に記載されている治療開始日時点の妻の年齢です。

※3. 年度内で制限はありませんが、過去の助成回数は合算されます。この上限は、通算1回目の助成認定時における治療開始日時点の年齢で決定し、固定されます。この上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成対象外です。

対象者（本人または配偶者が、次の要件全てに該当する方）

- ・東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を1年以内に受けている
- ※東京都の助成を受けていない方は、まず東京都へ申請をしてください。
- ・区の助成の申請時に配偶者と法律上の婚姻関係にあり、夫婦またはその一方が杉並区に住居登録がある
- ・他の区市町村から、同一の特定不妊治療に対し同種の助成を受けていない

申請方法

必要書類（詳細は、区ホームページ参照）を、東京都の「特定不妊治療費助成承認決定通知書」の発行日から1年以内に各保健センターへ持参（来所できない場合は保健センターにご相談ください）。

問い合わせ

杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355

東京都不妊検査等助成

助成内容

保険医療機関で行った不妊検査および一般不妊治療に要した費用（保険薬局における調剤を含む）について、5万円を上限に助成（助成回数は夫婦1組につき1回）。

※特定不妊治療（体外受精・顕微授精）や男性不妊治療（精巣内精子生検採取法等）に係る医療費の助成は別の助成制度になります。対象となる検査等は、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

対象者・助成対象期間・申請方法・申請期限

東京都福祉保健局へお問い合わせください。

問い合わせ

同局少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当 ☎5320-4375

妊娠を望む方のための基礎講座

☎2月17日(日)午後1時30分～4時 ☎妊娠についての基礎講座、体験プログラム
 ☎虹クリニック看護師、スタジオサーティープラス運動指導員
 ☎区内在住・在勤・在学の方（カップルでの参加可） ☎15名（申込順）

不妊専門相談

☎2月21日(休)午後1時30分・2時10分・2時50分・3時30分 ☎区内在住・在勤・在学の方 ☎各1組（申込順）

…………… いずれも ……………

☎杉並保健所（荻窪5-20-1） ☎☎電話・ファクス（12面記入例）で、杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355 ☎3391-1377

健康推進課、各保健センターでは、不妊に関する相談を行っています。ひとりで悩まず、電話などでお気軽にご相談ください。

区立学童クラブで働きませんか 非常勤職員（パートタイマー）追加募集

—— 問い合わせは、児童青少年課 ☎3393-4760へ。

- ◆学童クラブは、子どもたちの放課後等の生活の場です。
- ◆遊びや集団生活を通じて、自主性や社会性、創造性を育むとともに、基本的な生活習慣などを身に付けられるよう、子どもたちの成長を支援・応援しています。



仕事内容 区立学童クラブの日常業務や児童指導
勤務期間 採用日（4月1日以降）～32年3月31日
勤務日時 週5日。原則、月～金曜日（土曜日勤務の場合あり）、実働6時間（シフト制）
時給 1260円（有資格者1370円）（予定）
応募締め切り 2月7日まで
 ※応募方法や詳細は、募集案内（児童青少年センター〈ゆう杉並〉で配布。区ホームページからも取り出せます）参照。

「みどり」を守り創る区の制度

区ではまちのみどりを守り・創るためのさまざまな施策を行っており、その一部を紹介します。みんなで「みどり豊かな環境にやさしいまち」をつくりましょう。

—— 問い合わせは、みどり公園課みどりの事業係へ。

保護樹木等指定制度

基準以上の樹木・樹林・生け垣を所有者からの申し出により調査し、指定します。標識を設置し、維持管理費用の一部として補助金を交付します。（表1参照）

また、指定された樹木・樹林は事故に備えて、賠償責任保険に加入します。

寄付樹木制度

区民からの寄付の申し出により、要件（地上1.2mの高さにおける幹周囲が44cm以下のものなど）を満たす樹木は、区の負担で公園などの公共施設の緑化に活用します。

市民緑地制度

区内の300㎡以上の樹林等を対象に、土地所有者と区が市民緑地契約（無償借地契約）を結び、契約期間中は区民の皆さんに開放する制度です。土地所有者には税の優遇措置があります。

緑化助成制度

接道部緑化・屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行っています。新たに工事をするものが対象で、事前に相談・申請が必要です。（表2参照）

緑化計画の届け出

区内で家やビルの建築・開発行為等を行う場合、「杉並区みどりの条例」により緑化計画と緑化計画完了届の提出を義務付けて、緑化を推進しています。

表1 保護樹木等指定制度

種類	補助金	
	個人	法人
保護樹木	8000円/本	3000円/本
保護樹林	1万㎡以下の部分	
	8000円/100㎡	2000円/100㎡
	1万㎡超の部分	
	4000円/100㎡	1000円/100㎡
保護生けがき	800円/m	300円/m

表2 接道部緑化助成

種類	基準単価	
	個人	法人
生けがき	1万2000円/m	6000円/m
植え込み	1万4000円/㎡	6000円/㎡
フェンス緑化	2000円/m	2000円/m
塀の撤去	5000円/m	3000円/m
塀の撤去（大谷石のみ）	1万円/m	3000円/m

屋上緑化助成	個人	法人
	2万5000円/㎡	2万円/㎡
壁面緑化助成	個人	法人
	1万2500円/㎡	8000円/㎡

※各助成金には限度額があります



個人住民税・所得税の申告期限は、3月15日(金)です

個人住民税の申告

区役所へ

※区民事務所では、作成済み申告書のお預かりのみです。
申告相談は行っていません。

【問い合わせ】区課税課

住民税申告書の配布と発送

申告書は区民事務所と課税課(区役所東棟2階)で配布します(区民事務所では1月21日(月)から配布)。前年に住民税の申告をした方などには、申告書を1月30日(水)に発送します。

窓口は大変混雑します。郵送での申告をお勧めします。

住民税の申告が必要な方

31年1月1日現在、区内に住所がある方
(次の①～④に該当する方を除く)

- ①所得税の確定申告をした方
 - ②30年の所得が給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から区に提出されている方
 - ③30年の所得が公的年金等のみで、公的年金等支払報告書が支払先から区に提出されている方
 - ④30年の合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+21万円(同一生計配偶者または扶養親族がいる方の場合のみ)以下の方
- ※①に該当する方でも、上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得(原則として、源泉徴収選択口座である特定口座内の所得)の所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告が必要。
- ※④に該当する方でも、非課税証明書が必要とする方などは、申告が必要。

31年1月1日現在、区内に事務所・事業所・家屋敷がある方

- 区内に住所がなくても、均等割額が課税されます。
- ご注意ください
 - ①次の(1)②に該当する方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、一定の場合を除き、住民税の申告が必要となります。
 - (1)給与所得者で、30年の給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下の方
 - (2)公的年金等に係る雑所得がある方で、30年の公的年金等に係る収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方

②30年の所得が給与所得または公的年金等のみで、各種控除(社会保険料・生命保険料・地震保険料・雑損・医療費など)を受けようとする方は、確定申告や住民税の申告をすることで、所得税が還付されたり、住民税が軽減される場合があります。

確定申告をする方へ

確定申告書第二表の「住民税に関する事項」欄は、住民税の計算に必要なため、寄附金控除等他の該当事項を必ず記入してください。

住民税および所得税の主な改正点

配偶者控除

- ・適用を受ける納税義務者に所得制限を設けます(合計所得金額1000万円超は適用対象外となります)。
- ・適用を受ける納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小します(3段階)。
- 住民税の控除対象配偶者等の意義
- ・控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が、1000万円以下である住民税の納税義務者の配偶者とされました。
- ・同一生計配偶者とは、住民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払を受けるものおよび事業専従者に該当するものを除く)のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者とされました。

住民税特別控除

- ・配偶者の合計所得金額の上限を123万円以下に引き上げます。
 - ・納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小します(3段階)。
 - ・配偶者の合計所得金額に応じて、控除額は通減・消失します。
- ※住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の控除額は、区ホームページ参照。所得税は、国税庁ホームページを参照。

医療費控除に係る明細書の添付の義務化

30年度(所得税は29年)から医療費控除の申告の際に、医療費等の領収書の添付または提示に代えて、医療費の明細書または医薬品購入費の明細書の添付が義務化されました(ただし、32年度(所得税は31年)までは、領収書の添付または提示による申告も可)。

明細書の様式は、区ホームページから取り出せます。
上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得の所得税と異なる課税方式の選択

所得税と住民税とで異なる課税方式(申告不要、分離課税、総合課税(配当所得等で一定のものに限る))の選択が可能となりました。対象は、原則、源泉徴収を選択した特定口座の所得になります。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、専用の申告書(区ホームページから取り出せます。または課税課に請求してください)を住民税の納税通知書の送達前までに課税課へ提出してください。

なお、住民税の納税通知書の送達後、上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得に関する確定申告書を税務署に提出しても、住民税の税額算定には算入できません。

また、申告された上場株式等の配当所得等・譲渡所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の算定等の基準となる所得金額に含まれます。保険料および負担金については、各担当部署へお尋ねください。

マイナンバーの記載

申告書(所得税は28年分以降の申告、個人住民税は29年度の申告から)には、申告する方のマイナンバー(個人番号)の記載および本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード等の番号確認書類および運転免許証等の身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

所得税等の申告

税務署へ

【問い合わせ】

杉並税務署(成田東4-15-8 ☎3313-1131)

荻窪税務署(天沼3-19-14 ☎3392-1111)

※**個人事業税・法人住民税は、新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8 ☎3369-7151)**

申告書の提出はお早めに

国税庁ホームページにある「確定申告書等作成コーナー」を利用して、税務署等に行くことなく、申告書や青色申告決算書等を24時間作成できます。

●国税庁 ☎https://www.nta.go.jp/

申告書作成会場の開設期間

2月18日(月)～3月15日(金)

(土・日曜日を除く)

ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は申告書作成会場を開設し、税務署で申告相談、用紙の配布、申告書の收受を行います(電話相談、現金收受は行いません)。※受付時間は右表を参照。

ふるさと納税ワンストップ特例制度 を利用される方へ

確定申告が不要な給与所得者が27年4月以降に都道府県・市区町村に対するふるさと納税を行った場合、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で寄附金控除控除を受けられます。

ただし、ふるさと納税を行った年分の確定申告を行う場合は、特例の適用が受けられませんので、申告のときにふるさと納税額の全額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

年金所得者に係る確定申告 不要制度について

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全額が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税の確定申告は必要ありません(還付を受けるための確定申告書の提出はできません)。

※個人住民税の申告が必要な場合があります。

納税は便利な口座振替で

所得税、消費税の納税は口座振替をご利用ください。所得税は4月22日(月)、消費税は4月24日(水)が口座振替日です。

所得税の納税証明書

30年分納税証明書の交付を早急に希望する方は、税務署へ申告書を提出する際に申し出てください。

税務署の管轄地域

杉並税務署	荻窪税務署
阿佐谷北・阿佐谷南・和泉・梅里・永福・大宮・上高井戸・高円寺北・高円寺南・下高井戸・高井戸西・高井戸東・成田西・成田東・浜田山・方南・堀ノ内・松ノ木・和田	天沼・井草・今川・荻窪・上井草・上荻・久我山・清水・下井草・松庵・善福寺・西荻北・西荻南・本天沼・南荻窪・宮前・桃井

30年分の申告と納付の期限

税目	申告および納付期限	提出先
所得税および復興特別所得税	3月15日(金)まで	杉並税務署・荻窪税務署(提出はお住まいの地域を管轄している税務署へ)
贈与税		
個人事業者の消費税および地方消費税	4月1日(月)まで	
税目	申告期限	提出先
個人住民税(31年度。確定申告をする方は原則、不要)		区課税課(区役所東棟2階)
個人事業税(31年度。確定申告または個人住民税の申告をする方は不要)	3月15日(金)まで	新宿都税事務所

税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます

●東京税理士会杉並支部(杉並税務署管轄区域)
▶受け付け＝午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

日程	会場
2月1日(金)・14日(木)・18日(月)・19日(火)・20日(水)	永福和泉地域区民センター(和泉3-8-18)
2月4日(月)～8日(金)・25日(月)～28日(木)	区役所2階区民ギャラリー
2月12日(火)・15日(金)	セシオン杉並(梅里1-22-32)

●東京税理士会荻窪支部(荻窪税務署管轄区域)
▶受け付け＝午前9時30分～11時、午後1時～3時30分

日程	会場
2月4日(月)・5日(火)	八成区民集会所(井草1-3-2)
2月6日(水)～8日(金)・12日(火)・13日(水)	久我山会館(久我山3-23-20)
2月14日(木)・15日(金)	西荻地域区民センター(桃井4-3-2)
2月18日(月)～21日(木)	東京税理士会荻窪支部(荻窪5-16-12荻窪NKビル3階)

※**対象者**＝小規模納税者、年金受給者、給与所得者(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合、所得金額が高額な場合、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合などを除く)。

※**必要書類**＝確定申告関係書類、前年申告書等の「控」、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)または番号確認書類および身元確認書類)の写し。

※いずれも土・日曜日、祝日を除く。※車での来場不可。※申告書の提出のみの方は、直接税務署に提出してください(郵送可)。

杉並税務署・荻窪税務署の確定申告書作成会場 開設期間等

開設期間	2月18日(月)～3月15日(金)の平日(2月24日(日)・3月3日(日)は開設)
受付時間	午前8時30分～午後4時(提出は5時まで)
相談時間	午前9時15分～午後5時

※混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあります。



国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入の方へ

住民税の申告

所得が基準以下(非課税)で住民税の申告が必要ない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入している方は、高額療養費の支給を受ける場合や、保険料の算出などのために申告が必要です。

保険料年内納付済み額のお知らせを送ります

30年1月～12月の間に区へ納めた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額のお知らせを1月末に送付します。このお知らせに記載されている納付済額は、納めた本人の社会保険料控除として申告できます。

☎国民健康保険・後期高齢者医療制度＝国保年金課／介護保険(65歳以上の方)＝介護保険課資格保険料係



介護保険サービスと税金

介護保険サービスにおける医療費控除の取り扱い

医療費控除を受けるためには、サービス事業者(指定居宅サービス事業者等や施設サービスを提供する各施設)が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された「居宅サービス等利用料等領収証」「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」が必要になります。控除の対象になる額は、サービス事業者が発行する領収証に記載されています。

控除の対象になる主な介護保険サービスや、控除内容の詳細は区ホームページ(よくある質問と回答「介護保険」)または、国税庁ホームページ(タックスアンサー)をご覧ください。

●**居宅サービスを利用した方** ☎http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1127.htm

●**施設サービスを利用した方** ☎http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1125.htm

☎介護保険課給付係(領収証については、各サービス事業者)

おむつにかかる費用

介護保険の認定を受けている方は、医師の証明書の代わりに区が発行する確認書で医療費控除が受けられる場合があります。

●**対象**＝次の①②の要件をいずれも満たしている方
①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である

②寝たきり状態で尿失禁があることが介護認定資料(主治医意見書)で確認できる

☎介護保険課認定係

なかま集まれ!

区主催のサークル活動をご紹介します。
活動に区は関与していません。問い合わせは、直接各掲載団体へ。

1・4・7・10月の
15日号に掲載

掲載の申し込み・問い合わせ

生涯学習・文化・芸術・その他

社会教育センター (〒166-0011梅里1-22-32 ☎3317-6621 ☎3317-6620)

スポーツ (ダンス・健康的運動を含む)

スポーツ振興課施設管理係 (住所・電話は区役所宛。 ☎5307-0693)

生涯学習・文化・芸術

日本の暮らしを英語で話そう/Let's Talk 第2・4水曜日午後0時30分~2時/久我山会館/月4000円/☎高橋 ☎080-1070-0473

米国人講師による初心者英会話習得/梅会話の会 第1土曜日午後1時~3時/主に高円寺北区民集会所/年3000円、1回1500円/☎加藤 ☎080-1108-0267

英会話を身近に 外国人+日本人講師/フィールフリー 第2・4月曜日午前11時~午後0時30分/阿佐谷地域区民センター/月4000円/☎窪木 ☎3327-1173

イタリア語 (近・半過去既学習者)/アヴァンティ 木曜日午前10時~11時45分 (月3回)/主に阿佐谷地域区民センター/月4000円/☎高野 ☎090-1259-1186

古文書解説/杉並古文書研究会 第2水曜日午後4時30分~6時/主に阿佐谷地域区民センター/年3000円/☎眞板 ☎3247-4617

俳句/幻戯会 第2・4金曜日午前10時~正午 (月2回)/角川庭園・すぎなみ詩歌館/1回1000円/☎高橋 ☎3316-4278

俳句/すてちまお会 第2日曜日午前

9時30分~正午/角川庭園・すぎなみ詩歌館/月1500円/☎堀口 ☎3316-0889

主宰が直接指導する句会 (初心者歓迎)/鷗座 第2水曜日午後1時~4時/ウェルファーム杉並/月1000円/☎磯部 ☎3333-5550

俳句/ともづな句会 第2日曜日午後1時30分/ゆうゆう高円寺北館/月1000円/☎小松 ☎5932-2128

木彫/木彫さくら会 第2・4火曜日午後1時~3時45分/主にセシオン杉並/月2000円/☎近藤 ☎090-9836-0627

水墨画/藤の会 第2・4火曜日午前10時~正午/上高井戸区民集会所/月2000円/☎浅賀 ☎3303-2354

表装/美装会 火・金曜日午後1時~3時45分 (月1・2回)/阿佐谷地域区民センター/入会金2000円、月1500円/☎下田 ☎080-8737-4811

絵画 (油絵・パステル画)/月洋会 原則、月曜日午後1時~3時45分 (月2回)/阿佐谷地域区民センター/月4000円/☎立 ☎3336-8629

篆刻/セシオン篆刻の会 第1・3土曜日午前10時~正午/主にセシオン杉並/入会金1000円、月2000円/☎恵美 ☎3394-3979

フラワーアレンジメント/花倶楽部 火曜日午前10時30分~正午/セシオン

杉並/1回2800円~4000円程度/☎浅古 ☎090-4456-8990

女声コーラス/アンサンブル桃花 水曜日午後1時~4時/杉並公会堂ほか/入会金1000円、月5000円/☎大慈彌 ☎6795-7550

女声合唱/アンサンブル・ベル・ファミ 第1・3火曜日午前10時30分~午後1時/杉並公会堂/月5000円/☎青柳 ☎080-6586-9005

女声コーラス/うりんぼう 第1・3木曜日午後1時30分~4時/石井宅 (阿佐谷北1丁目)/月4000円/☎鈴木 ☎090-4939-9814

コーラス/コール和泉 火曜日午前10時~午後1時 (月4回)/永福和泉地域区民センター/月6500円/☎長門 ☎5301-8950

混声合唱団 (男性団員募集)/あだ〜じょ 第4火曜日午後1時~4時30分 (月1回)/主に浜田山会館/月1250円/☎池田 ☎3321-1644

クラシックギター/永福ギターサークル 第2・4月曜日午前10時~正午/永福和泉地域区民センター/月3400円/☎すがの ☎3328-1539 (午前)

三味線・唄/美嬰会 土・日曜日午前9時~正午/主に阿佐谷地域区民センター/月3000円/☎三浦 ☎090-2211-5626

詩吟 (新人歓迎)/帛鵬吟詠会 原則、金曜日午後1時~3時 (月2回)/西荻地域区民センター/月2500円/☎坂谷 ☎080-5444-9351

歌と表情筋・歌って健康に・中高齢/はるはな 第2・4水曜日午後1時30分~3時/高井戸地域区民センター/月2500円/☎常岡 ☎090-3501-6921

囲碁/阿佐谷囲碁愛好会 土曜日午後1時~5時/ゆうゆう阿佐谷館/☎松浦 ☎5936-1415

囲碁/天元会 月曜日午後1時~5時/永福和泉地域区民センター/月2500円/☎高尾 ☎090-2162-0464

コントラクトブリッジ/クイーンオブハート 土曜日午後1時~5時/永福和泉地域区民センター/入会金3000円、月3000円/☎有明 ☎3303-5058

スポーツ

気功/阿佐谷気功クラブ 月曜日午前10時~正午 (月4回)/主に阿佐谷地域区民センター/入会金2000円、月4000円/☎大宮 ☎3312-3218

気功/氣の会 火曜日午後1時~2時30分 (月4回)/下高井戸区民集会所/月3000円/☎津田 ☎3335-9710

太極拳 (初心者歓迎)/健心会 土曜日または日曜日午前10時~11時30分/先生宅 (西荻南4丁目)/入会金1000円、1回1000円/☎小張 ☎3332-8549

自衛術/じきようじゅつ阿佐谷会 (健康体操) 木曜日午後7時~8時30分/ゆうゆう阿佐谷館/年3000円、月3000円/☎柴田 ☎090-7407-5827

ストレッチとリズムで楽しくエクササイズ/おどるん 金曜日午前/主にセシオン杉並/入会金1500円、月3000円/☎中野 ☎080-5065-0008 (午後7時~10時)

ストレッチ/ストレッチコスモスの会 主に第1・3・4水曜日午前10時~正午/四宮区民集会所/月3000円/☎山崎 ☎3301-0757

ストレッチ/山本さくらのストレッチ 第2・4木曜日午後1時20分~2時50分/本天沼区民集会所/入会金3000円、チケット制4500円 (2カ月有効)/☎塚原 ☎090-2308-7030

フォークダンス/サークルライラ 金曜日午前9時30分~正午/方南会館/入会金1000円、月2000円/☎淡路 ☎3312-8706

硬式テニス (中・上級以上者)/スマッシュテニス 土・日曜日、祝日ほか/区内コートほか/月2000~3000円/☎植村 ☎3301-2054

ゴルフ/ゴルフ愛好会 第2金曜日午前6時/関東近県ゴルフ場/年会費5000円、月6000円 (別途実費)/☎加藤 ☎3332-2727

合気道体操 (中高齢)/井荻合気道教室 土曜日午後7時~8時30分 (月3回)/主に井荻地域区民センター/入会金3000円、1回1000円/☎岡部 ☎080-5543-4603

毎月15日号は「すぎなみ学倶楽部」からちょっといい話をお届けします。

すぎなみ学倶楽部



「テレビでも活躍! 言語学者・金田一秀穂さん」

クイズ番組のユニークな回答や、教養番組での分かりやすい解説が人気の金田一秀穂さん。祖父の京助さん、父の春彦さんも言語学者という、学者一家に育ちました。現在は杏林大学外国語学部の教授ですが、始めから学者を目指していたわけではなかったとのこと。26歳のとき、旅先の韓国で親切なおじいさんから日本語で話し掛けられたのがきっかけで、言葉の奥深さを意識したそうです。それから日本語の研究を始め、中国やアメリカの大学で教壇に立つようになりました。

マスメディアへの登場は49歳から。父親に「大学教授オンリーではつまらないのではないか」と言われて以来、書籍やテレビを介して日本語の面白さを伝えていきます。秀穂さんの「日本人が母語である日本語に魅力を感じるのは当たり前のこと。そして、世界の全ての人が自分の母語に愛着を感じる事ができれば、そ

れは本当に幸せなことだと思います」というメッセージは、言葉に対する深い愛情が感じられます。

杉並との縁は、岩手県出身の京助さんが杉並に居を構えてからで、秀穂さんは生まれも育ちも杉並です。そんな秀穂さんが親しみを感じている街は西荻窪と阿佐谷。「私のプライベートタイムは、朝風呂、料理、散歩と買い物、昼寝が中心で、阿佐谷はそれを満喫するのにまさにうってつけの街ですね」と笑顔で語ります。

すぎなみ学倶楽部では、元ボクシングチャンピオンの具志堅用高さん、世界的ジャズピアニストの山下洋輔さんなどの著名人から、知られざる偉人まで、杉並にゆかりがある方々を約140名紹介しています。さまざまな人物と杉並との関わりを通して、地元の魅力を再発見してみませんか。(館)



すぎなみ学倶楽部ホームページ

▶すぎなみ学倶楽部ホームページ▶ゆかりの人々▶著名人に聞く私と杉並▶金田一秀穂さん



☎産業振興センター観光係 ☎5347-9184